

報 第 1 3 号

専決処分報告について  
( 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 )

本市税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 7 年 ( 2 0 2 5 年 ) 5 月 2 1 日 提 出

柏 崎 市 長   櫻   井   雅   浩



専第 1 2 号

税条例の一部を改正する条例の制定について

本市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 3 1 日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市税条例（昭和 3 5 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条の 2 第 8 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 5 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 7 0 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0 . 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4 . 0 キロワット以下のもの 年額 2 , 0 0 0 円

第 7 8 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改め、同項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 7 0 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第79条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第126条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第9条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第9条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

( 施行期日 )

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

( 固定資産税に関する経過措置 )

第 2 条 この条例による改正後の新潟県柏崎市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

( 軽自動車税に関する経過措置 )

第 3 条 新条例第 70 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



新潟県柏崎市税条例（昭和35年3月25日条例第10号）

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)  <b>第25条の2</b> (略)                  2～7 (略)</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認められる場合には、新たに第12条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）を、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(法施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)  <b>第51条の2</b> 法施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>い。                  (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）                  (2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p><b>第70条</b> 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。                  (1) 原動機付自転車</p>	<p>(市民税の申告)  <b>第25条の2</b> (略)                  2～7 (略)</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認められる場合には、新たに第12条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）を、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(法施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)  <b>第51条の2</b> 法施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>い。                  (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）                  (2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p><b>第70条</b> 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。                  (1) 原動機付自転車</p>

改正後

- ア 総排気量が0.050リットル以下のも又は定格出力が0.60キロワット以下のも  
の（ウ及びエに掲げるものを除く。） 年額 2,000円
- イ 2輪のもので、総排気量が0.050リットルを超え0.090リットル以下のもの（ウ）  
に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.60キロワットを超え0.80キロワット以  
下のもの 年額 2,000円
- ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以  
下のもの 年額 2,000円
- エ 2輪のもので、総排気量が0.090リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除  
く。）又は定格出力が0.80キロワットを超えるもの 年額 2,400円
- オ (略)
- (2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第78条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当  
該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載  
した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しな  
ければならない。

- (1) (略)
- (2) 軽自動車等の所有者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名  
称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関  
する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同  
じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号に  
おいて同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所  
若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第70条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあ  
つては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) (略)

3・4 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第79条 (略)

改正前

- ア 総排気量が0.050リットル以下のも又は定格出力が0.60キロワット以下のも  
の（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円
- イ 2輪のもので、総排気量が0.050リットルを超え0.090リットル以下のもの又は  
定格出力が0.60キロワットを超え0.80キロワット以下のもの 年額 2,000円
- ウ 2輪のもので、総排気量が0.090リットルを超えるもの又は定格出力が0.80キ  
ロワットを超えるもの 年額 2,400円
- エ (略)
- (2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第78条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当  
該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載  
した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しな  
ければならない。

- (1) (略)
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名  
称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関  
する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同  
じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号に  
おいて同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所  
若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (3)・(4) (略)
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3・4 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第79条 (略)

改正後

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件  
運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(特別土地保有税の減免)

第126条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに

改正前

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件

(6) (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(特別土地保有税の減免)

第126条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに

改正後

に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～21 (略)

22 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

25・26 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 (略)

改正前

に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～21 (略)

22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

25・26 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～13 (略)

14 (略)

改正後	改正前
16 (略)	15 (略)